

在宅介護手当があります

家庭で寝たきりの方を介護している方に対して、在宅介護手当を支給しています。

対象者

次のいずれかに該当する方を在宅で常時介護している方に支給します。

- ① 要介護4または5の認定を受けた方
 - ② 寝たきりの老人であればその状態が3カ月以上継続している方
 - ③ 障害児福祉手当および特別障害者手当の支給に関する認定を得ている方で寝たきりの方
 - ④ 医師が認知症を認める高齢者の方で「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」によるランクⅢ以上に相当し、その状態が3カ月以上継続している方
- ※②および③の方については「障害高齢者の日常生活自立度判定基準(寝たきり度)」ランクBまたはランクCに該当する方です。②から④に該当する方については、

町から調査に伺い、判定させていただきます。

認定申請

在宅介護手当の支給を受けるためには、受給資格の認定が必要ですので認定申請書を提出してください。

手当の額

被介護者1人につき月額1万円です。認定された翌月から支給対象となりますが、支給申請を行っていただく必要があります。

支給対象月

在宅での介護期間が月の半数以上の月は手当の支給対象とします。入院や施設入所をして在宅での介護期間が半月未満の月は手当の支給は行いません。

申請先・お問い合わせ

- 大方総合支所
- 健康福祉課福祉係
- ☎ 43-2116 (直通)
- 佐賀総合支所
- 健康福祉課保険福祉係
- ☎ 55-3112 (直通)

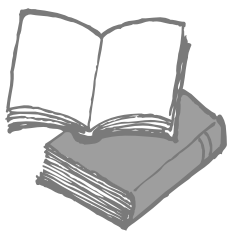
高知県立図書館 図書宅配サービスを はじめます

高知県立図書館では、障がい者サービスの一環として、県立図書館へ来るのが困難な方への宅配による図書貸し出しサービスを始めます。

利用対象者

県内に住所を有し、重度の障がいなどにより、県立図書館の貸し出しサービスや、町立図書館での県立図書館資料の館外貸し出しサービスを利用できない方で、次のいずれかに該当する方

- 下記の表に該当する手帳をお持ちの方
- 介護保険被保険者証の要介護状態区分が「5」と表示されている方
- その他館長が適当と認める方(県立図書館までご相談ください)



障がいの内容	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
視覚、両下肢、体幹、移動機能	1・2級	特別項症～第2項症
心臓、呼吸器、腎臓、ぼうこう、直腸、小腸	1・3級	特別項症～第3項症
疫	1～3級	—
知的	療育手帳の障がいの程度の記載事項に「A」と表示されている方	

利用方法

1、事前の登録
宅配貸し出しサービス利用申請書での申請が必要です。電話、メールなどでも申請は受け付けますが、申請事項の内容を確認するために「手帳の写し」などの証明するものを郵送していただくこととなります。
承認者には利用者カード(宅配貸出専用)を交付します。

2、貸出資料の申し込み
資料の貸し出しを受けようとされる方は、宅配サービス資料借受申込書、または電話での申し込みが必要となります。

貸出資料数

5冊以内

※県立図書館に所蔵されている図書などで、館外貸し出しが認められているもので、貴重資料や最新号の雑誌などは貸出できません。

貸出期間

30日以内

(宅配に要する日数を含む)

3、返却方法

貸出資料の返却は、一括まとめた返却となります。返却のための宅配業者への連絡は、借主の方で連絡していただくこととなります。

お問い合わせ

- お申し込み・お問い合わせ
- 高知県立図書館普及協力グループ
- ☎ 088-872-6307
- FAX 088-872-6479